**平成２４年（フ）第５０１号**
北九州市小倉北区下富野４丁目９番２―202号
債務者　松岡　加容
1　決定年月日時　平成24年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２４年（フ）第５１１号**
北九州市小倉北区高坊１丁目５番５―404号
債務者　加治屋成博
1　決定年月日時　平成24年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２４年（フ）第５１３号**
北九州市小倉南区葛原５丁目２番17号ひまわりⅡ107
債務者　溝上　幸芳
1　決定年月日時　平成24年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２４年（フ）第５１５号**
北九州市小倉北区若富士町１番26―303号
債務者　渡辺　直樹
1　決定年月日時　平成24年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２４年（フ）第５２６号**
北九州市八幡西区楠橋東１丁目１番10号202号
債務者　三好　里美（旧姓野副）
1　決定年月日時　平成24年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２４年（フ）第５３４号**
北九州市小倉北区上到津４丁目11番７―302号
債務者　中村　祥志
1　決定年月日時　平成24年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２４年（フ）第５４４号**
北九州市小倉北区清水４丁目３番30―206号
債務者　髙木　智広（旧姓長岡・本村・中島）
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２４年（フ）第５５４号**
福岡県遠賀郡芦屋町白浜町６番64号
債務者　大場　幸徳
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２４年（フ）第５７号**
大分市王ノ瀬２丁目３番12号フォレストメゾンⅡ101
債務者　上田　美樹
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２４年（フ）第２５９号**
大分市松原町３丁目２番９号フレクション大分松原508
債務者　片山　　純
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２４年（フ）第２８６号**
大分県別府市松原町５番８号
債務者　浦野　眞司
1　決定年月日時　平成24年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２４年（フ）第２８７号**
大分県別府市松原町５番８号
債務者　浦野　洋子
1　決定年月日時　平成24年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２４年（フ）第９９号**
兵庫県明石市大久保町高丘３丁目１番地の２公団住宅34棟304号
債務者　宇都口清秋
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

**平成２４年（フ）第１５８号**
神戸市西区北別府４丁目2092番地の３　たけさだハイツ308号
債務者　小西　満彦
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

**平成２４年（フ）第１６９号**
兵庫県明石市鷹匠町10番17号　升元方
債務者　溝口　有紀
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

**平成２４年（フ）第６７号**
佐賀県唐津市神田2202番地26　フルールＢ―101号
債務者　松田　博美
1　決定年月日時　平成24年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

**平成２４年（フ）第６８号**
佐賀県唐津市山本162番地39
債務者　山中　啓子
1　決定年月日時　平成24年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
佐賀地方裁判所唐津支部